

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～27 [略]	附 則 1～27 [略] 28 県議会の議長、副議長及び議員の平成23年5月1日から平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成23年法律第2号）第1条第1項に規定する特例選挙期日の前日までの間に支給されるべき議員報酬は、第3条第1項の規定にかかわらず、議長にあっては月額756,500円、副議長にあっては月額680,000円、議員にあっては月額654,500円とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

理由

平成23年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波による災害によって、多数の県民が犠牲になり、多数の被災した県民が多大の苦難を強いられている現状にかんがみ、多くの被災した県民の苦難を分かち合い、被災地域の復旧復興に資するため、県議会の議長、副議長及び議員の平成23年5月から任期が満了するまでの間に支給されるべき議員報酬を減額しようとするものである。